



～景観形成総合支援事業(平成19年予算にて新設)～

景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。

〔平成19年度予算額 国費2億円(皆増) ※5年間(平成23年度末まで)の時限〕



○対象地域

次の両方の条件を満たす地域

- ・国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木(確実に指定されると認められるものを含む)の存する地域

○事業主体及び補助率

- ・市町村
(直接補助；事業費の1/3以内)
- ・景観整備機構等、市町村以外の民間団体・個人(間接補助；事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内)